

## ふなばし健康まつり実行委員会交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ふなばし健康まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する事業に対してふなばし健康まつり実行委員会交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象事業)

第2条 交付金の対象となる事業は、実行委員会が行うふなばし健康まつりの実施に関する事業とする。

### (交付金対象経費)

第3条 交付金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、ふなばし健康まつりの会場設営等に係る費用とし、別表に掲げるものとする。

2 国、県又は市等から他の補助金等を受ける場合は、当該補助金等の対象となる経費は当該交付金の対象経費としない。

### (交付金の額)

第4条 交付金の額は、予算の範囲内において、対象経費の総額とする。

### (補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年6月15日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

### 別表

交付対象経費		
(1) 需用費	・ 消耗品費	会場設営用消耗品費、感染防止対策費
(2) 役務費	・ 通信運搬費 ・ 手数料	物品運搬費 クリーニング費、振込手数料
(3) 委託料		会場設備設置業務委託費、警備委託費、ごみ処理委託費
(4) 使用料		施設利用料